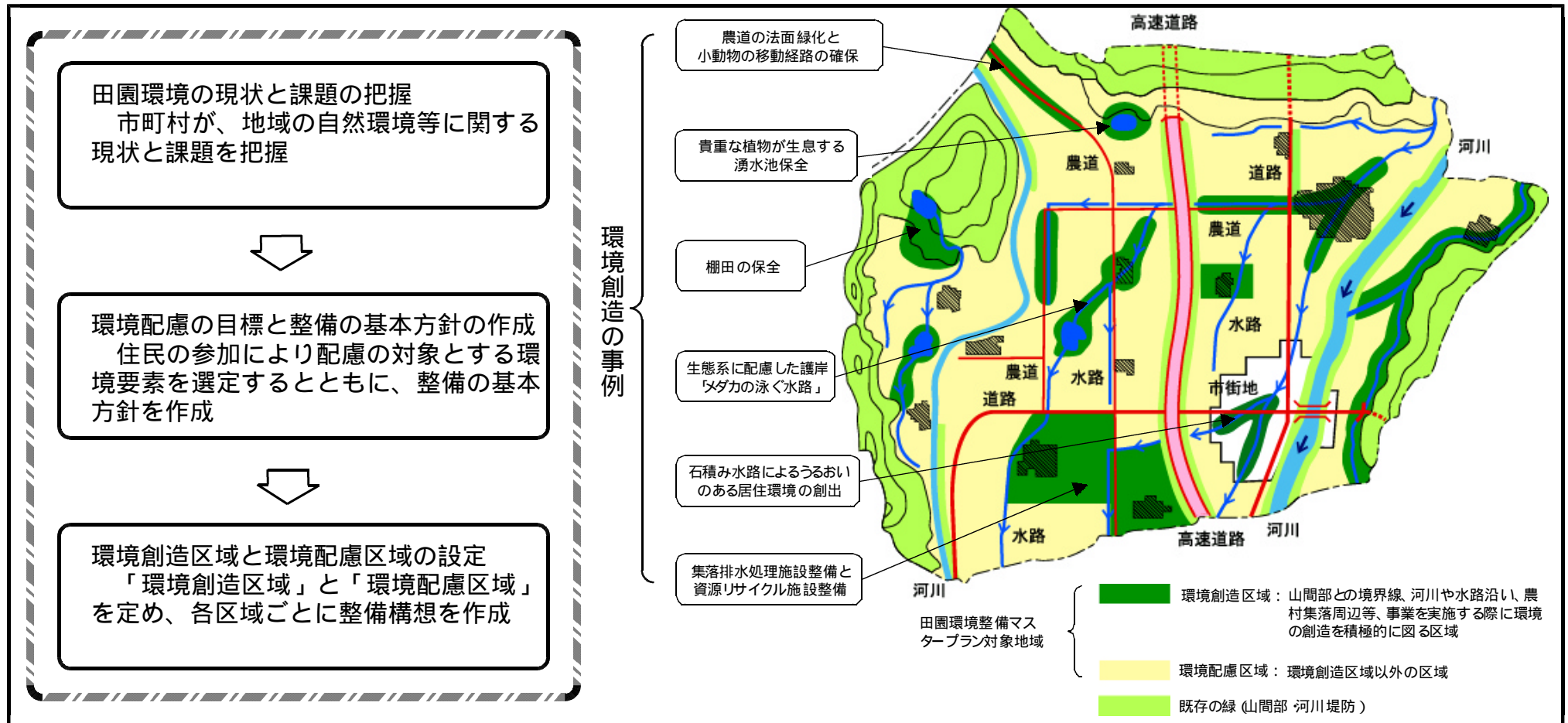


1 田園環境整備マスタープラン 田園環境整備マスタープランの概要

土地改良法の改正により、環境との調和への配慮が事業実施の「原則」と位置付けられた。
 土地改良法改正の趣旨を踏まえ、平成14年度以降、原則として農業農村整備事業の新規採択地区は、田園環境整備マスタープランに基づき、食料の安定供給等とあわせて自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業内容に転換することとしている。
 田園環境整備マスタープランは、地域自らが、個々の地域の特性を踏まえ、将来の地域のあり方を検討して作成
 特に、「環境創造区域」では農業農村整備事業の実施にあたり、自然と共生する環境を積極的に創造



田園環境整備マスタープランの内容

田園環境整備マスタープランにおいては、地域住民や有識者の参画により、下記の事項について調査・計画を実施
農地等区域において、「環境創造区域」及び「環境配慮区域」にゾーニング

項目	検討内容	成果
<p>市町村の農地等区域で計画</p> <p>1. 地域内の環境評価に関する事項</p> <p>(1) 現況調査 地域概要（位置、地勢、地域特性） 自然環境調査（気象、地形・地質、水環境、植物、動物、景観） 社会環境調査（地域指定、地域指標、観光レクリエーション、土地利用、関連事業、歴史・文化）</p> <p>(2) 現状と課題の整理（環境評価）</p> <p>2. 環境保全の基本的考え方</p> <p>3. 地域の整備計画 関連上位計画の整理</p> <p>4. 農業農村整備事業における環境への対応 方策に関する事項</p> <p>(1) 環境保全対策の在り方</p> <p>(2) 環境保全目標・基本方針の検討</p> <p>5. 農業農村整備事業における整備計画 全体整備構想（農地等区域においてゾーニング及び各地域の整備イメージの整理）</p>	<p>学識経験者の調査結果等を活用して現況調査を実施する</p> <p>市町村の現状と課題について、自然環境、社会環境、生産環境別に整理する。</p> <p>都道府県の環境対策指針、市町村総合計画、住民の意向等を踏まえ、市町村の現状と課題から、各地域の整備にあたっての指針を作成する</p> <p>上位計画（都道府県総合計画、環境基本計画、市町村総合計画、環境基本計画）の内容を整理し、整合性を図る</p> <p>農業団体、自治会、地域団体、学識経験者等の意見を踏まえ、市町村が取り組むべき環境への対応方策を定める</p> <p>環境保全目標（全体キャッチフレーズ）を作成し、地域特性に応じた整備方針を作成</p> <p>環境保全目標、基本方針から、全体整備構想を検討、農地等区域において環境創造区域及び環境配慮区域のゾーニング図を作成、各ゾーン毎の整備イメージを整理する</p>	<p>現況調査結果</p> <p>現状と課題</p> <p>課題と整備指針</p> <p>環境への対応方針</p> <p>環境保全目標と整備方針</p> <p>ゾーニングと整備イメージ</p>